

豊明市下水道事業経営戦略

(とよあけ安心下水道プラン)

令和3年度～令和12年度

令和3年3月

豊明市経済建設部下水道課

目 次

1	経営戦略策定の目的	1
2	計画の期間	1
3	下水道事業の概要	
	(1) 下水道施設の概要	2
	(2) 下水道使用料の状況	3
	(3) 組織の状況	4
	(4) 民間活力の活用状況	4
	(5) 経営比較分析表による下水道事業の状況	4
	経営比較分析表	5
4	経営の基本方針	
	(1) 下水道事業の基本理念	6
	(2) 経営の基本方針	6
5	事業の実施計画	
	【基本施策1】安心快適住環境の整備	7
	【基本施策2】安全安心施設への改築・更新	8
	【基本施策3】安定安心のサービス提供	9
	【基本施策4】安心継続の事業経営	10
6	投資・財政計画	
	(1) 将来の事業環境	11
	(2) 投資・財政計画（収支計画）	13
7	経営戦略の事後検証	
	(1) 経営戦略の進捗管理	15
	(2) 経営戦略の見直し	15
	(3) 各事業の進捗管理	15
8	用語解説	17

1 経営戦略策定の目的 ～安心下水道への道しるべ～

豊明市（以下「本市」という。）の下水道事業は、令和2年4月1日より従来の官庁会計から公営企業会計に移行し、地方公営企業法の適用を受け事業を運営しています。

地方公営企業においては、保有する資産の大量更新や人口減少に伴う料金収入の減少等による経営環境の悪化が全国的に危惧されています。

住民の生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしている地方公営企業は、このような経営環境の中にあっても将来にわたり継続してサービスを提供していくことが必要です。

そのため、総務省は「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総財公第107号通知）において中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を地方公共団体へ要請しています。

本市の下水道事業も供用開始からまもなく50年を迎えようとしており、例外なく厳しい経営環境となることを見込まれているため、下水道サービスの継続的、安定的な提供を目指して「豊明市下水道事業経営戦略」を策定します。

この経営戦略は、第5次豊明市総合計画の下、愛知県の全県域汚水適正処理構想及び本市の下水道関連計画との整合性をもって策定し、今後の下水道事業経営の指針となるものです。

2 計画の期間

経営戦略で求められている計画期間は、10年以上を基本としていることから令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、社会情勢や経済環境の変化が生じた場合や事業の進捗状況等が現状と著しく乖離する場合には、随時見直しをするものとします。

3 下水道事業の概要

(1) 下水道施設の概要

下水道は、公衆衛生の向上や都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とし、私たちの生活に欠くことのできない公共性、公益性の高い重要な施設です。

本市の下水道事業は、昭和42年の日本住宅公団（現UR都市機構）による二村台地区の住宅整備に合わせ下水道も整備され、昭和46年に単独公共下水道として供用開始をしました。平成5年に愛知県の流域下水道への編入、平成16年度には市街化区域内の整備を完了し、現在に至ります。

また、沓掛地区における農村集落排水施設事業は、昭和49年より農村総合モデル事業として整備を開始し、昭和57年には汚水処理施設である沓掛浄化センターの建設が完了し、昭和58年より供用開始をしました。

汚水管の延長は、公共下水道で200キロメートル、農村集落家庭排水施設で39キロメートルに及びます。汚水管の耐用年数は、50年とされているので今後は汚水管の大量更新の時期を迎えます。

なお、農村集落家庭排水施設事業は、老朽化の著しい沓掛浄化センターを更新せず、令和3年度には流域関連公共下水道へ接続し、事業を廃止します。

《下水道施設の整備状況》（令和元年度末現在）

下水道の種類	流域関連公共下水道	農業集落排水施設 (農村集落家庭排水施設)
供用開始	昭和46年8月	昭和58年7月
公営企業法の適用	一部（財務）適用	非適用
全体計画面積	1,028ha	173ha
整備面積	707ha	173ha
処理区内人口密度	72.5人/ha	25.3人/ha
行政人口	69,027人	同左
処理区域内人口	51,225人	4,377人
普及率	74.2%	—
水洗化人口	50,036人	4,285人
水洗化率	97.7%	97.9%
処理場	愛知県境川浄化センター (刈谷市衣崎町)	沓掛浄化センター
ポンプ場	なし	なし

(2) 下水道使用料の状況

本市の下水道使用料は、基本料金と従量使用料の二部使用料制を採用しています。

汚水の排出量によって算定される従量使用料は、排水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進性となっています。

令和2年4月1日現在の1か月あたりの下水道使用料は、下記のとおりです。

《下水道使用料金表》

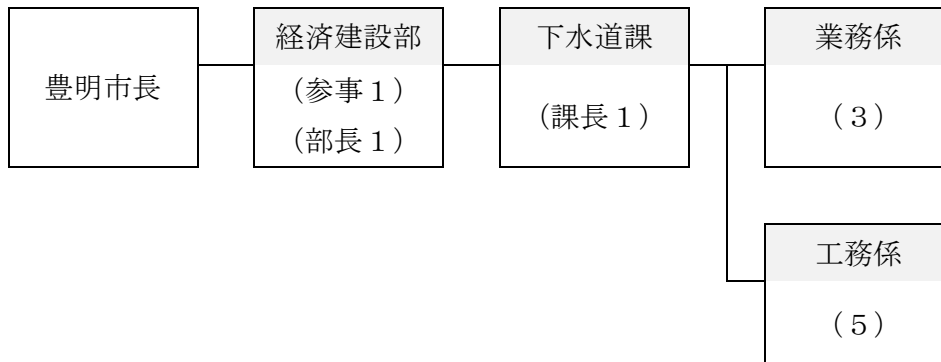
(税抜き)

基本使用料		550円
従量使用料	排出量	使用料 (1m ³ につき)
	1m ³ を超え 10m ³ まで	40円
	10m ³ を超え 20m ³ まで	100円
	20m ³ を超え 30m ³ まで	109円
	30m ³ を超え 50m ³ まで	145円
	50m ³ を超え 80m ³ まで	160円
	80m ³ を超え 100m ³ まで	189円
	100m ³ を超え 300m ³ まで	202円
	300m ³ を超え 400m ³ まで	207円
	400m ³ を超え 500m ³ まで	210円
	500m ³ を超えるもの	228円

(3) 組織の状況

本市の下水道事業の運営に係る組織及び職員数は、下記のとおりです。

《下水道課組織図》（令和2年4月1日現在、カッコ内の数字は職員数）



(4) 民間活力の活用状況

本市の公共下水道は、処理場やポンプ場等の保有施設がないため、PFIや指定管理者制度の利用はありません。

民間活用の状況としては、マンホールポンプの維持管理を民間へ委託しており、ポンプの運転状況等を常時監視し、異常時には迅速に対応することとしています。

(5) 経営比較分析表による下水道事業の状況

平成30年度事業分の地方公営企業の決算状況調査を基にした経営比較分析表による類似団体※との比較では、汚水処理原価が平均値より高く、経費回収率が平均値より下回っています。

汚水処理原価は、汚水処理に要したコストの水準を表しており、汚水処理原価と使用料単価から経費回収率が算出されるため、汚水処理原価の高さは経費回収率の悪化につながります。

本市の下水道事業は、農村集落家庭排水施設事業の統合により流域下水道へ一本化され汚水処理施設の広域化・共同化利用が進みますが、経費回収率の改善には、ソフト面における汚水処理事業の広域化・共同化の推進など経営合理化の方策を検討していく必要があります。

また、令和2年度より公営企業会計へ移行、令和3年度に農村集落家庭排水施設事業の統合、令和4年度に勅使台団地地区の接続を控え、下水道事業経営の大きな転換期を迎えております。公営企業会計による経営状況の検証の中で使用料設定の適正化についても検討していく必要があります。

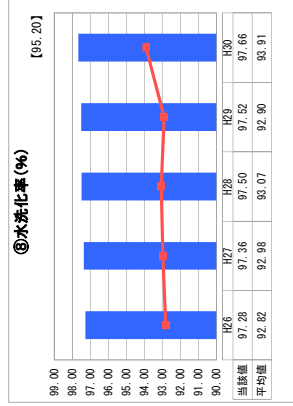
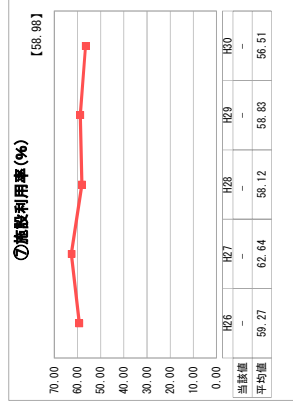
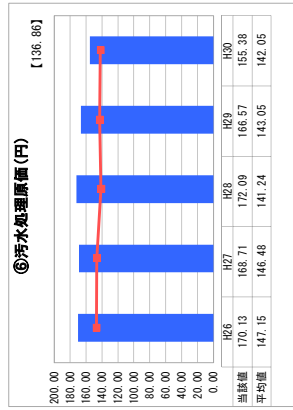
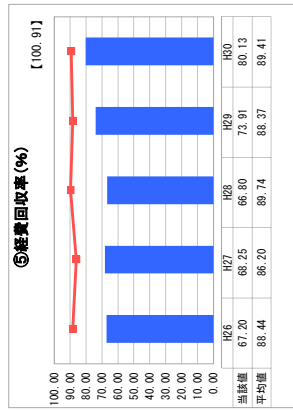
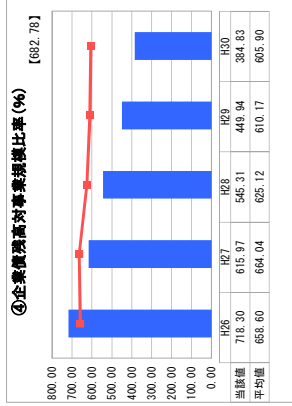
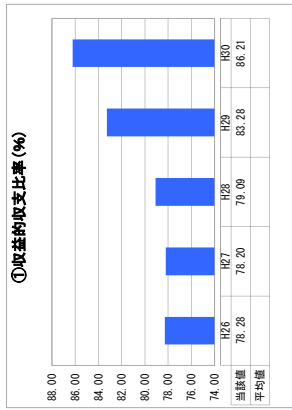
※類似団体は、処理区域内の人口密度と供用開始からの経過年数で分類され、県内では瀬戸市、尾張旭市、知立市、みよし市などが同じ分類に属しています。

経営比較分析表（平成30年度決算）

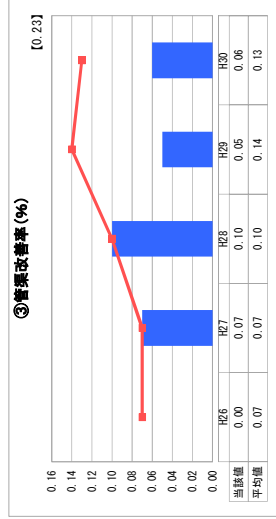
愛知県 豊田市

業務名	業務名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
法非通用	下水道事業	公共下水道	Bc1	非設置	68,828	23.22	2,964.17
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金 (円)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
-	該当数値なし	74.22	91.56	2,106	51,075	7.07	7,224.19

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成30年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率、⑤経費回収率
 増収減収が減少傾向にあるため、使用料収入の増加が原動力で、平成29年度に実施した料金改定の効果と支出の多くを占める償還元金の減少により改善しています。
 令和2年度に公営企業会計へ移行、令和3年度には農村集落家庭排水施設事業の統合を控えており、本市の下水道事業経営は大きな転換の時期を迎えています。
 回収率は、類似団体の平均値を下回っている状況であるため、今後の下水道事業経営について総合的な観点から分析を進め、持続可能な経営を図っていきます。

④企業債対高対事業債比率
 企業債残高は、類似団体の平均値を下回り、今後減少傾向にあります。現在進めている農村集落家庭排水施設統合せ業や管更生工事など必要不可欠な事業資金の調達について、平準化等により計画的に進めていきます。

⑥汚水処理原価
 料金改定の効果と償還元金の減少により改善方向にあります。類似団体の平均値よりは高い傾向にあるため、今後の経営状況を踏まえ、料金改定の必要性や経営の合理化策を検討していきます。

2. 老朽化の状況について

本市の公共下水道は、昭和46年に供用を開始してから間もなく50年になるとうとしています。
 ③管渠改善率は、供用開始が最も早い二村台地区の管更生工事を前年度実施し、平成28年度に完了した。平成29年度からは管径の大きい幹線部分の管更生工事に移行したため施工延長は減少しました。
 寿命延長計画に基づき、順次マンホール蓋や排水管の更新工事を進めており、現在は長寿化計画に代わるストックマネジメント計画に基づき老朽化対策を進めていきます。

全体総括

本市全体の人口は近年横ばい状態にあり、有収水費の増加も期待できません。そのような環境の中で農村集落家庭排水施設事業を公共下水道事業に統合し、流域下水道への一本化により経営の合理化を図っていきます。
 状況では、企業債残高の減少により経営の分析数は改善傾向にあります。今後の老朽化対策と、令和2年度中に決定する経営戦略や公営企業会計の導入により作成される財務諸表に基づき、経営・財務状況を十分把握し、使用料改定の検討を含め持続可能な下水道経営に努めていきます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を表示していません。

4 経営の基本方針

(1) 下水道事業の基本理念

本市の下水道事業は、上位計画である第5次豊明市総合計画と下水道法に基づく下水道の目的より『将来にわたり安心して快適な住環境を確保し、「みんなでつなぐしあわせのまち」づくりに貢献する』ことを基本理念に掲げ、持続可能な下水道事業経営を目指します。

(2) 経営の基本方針

私たちの生活の中で欠かすことのできない下水道は、施設の老朽化対策、地震や豪雨など自然災害への対応が迫られています。これらの状況を踏まえ、基本理念にある安心して快適な住環境確保のため、本市の下水道事業を推進する2つの基本方針を以下のとおり定めます。

① 安全安心な下水道施設を構築します。

見えないところで皆さまの生活を支えている下水道施設が今後も継続してその役割を果たしていくため、老朽化が進む下水道施設を計画的に改築・更新していきます。

また、近年発生頻度が増加している豪雨災害やひとたび発生すると甚大な被害を及ぼす地震災害への対応を進め、被害を最小限にとどめる安全安心な下水道施設を構築していきます。

② 安定安心の下水道サービスを提供します。

持続可能な下水道サービスを提供していくため、下水道施設の健全性確保に努め、点検・補修・清掃等により施設の機能低下を防ぎ、良好な状態を維持していきます。

また、市民（受益者）の皆さまと下水道事業が抱える課題等を共有するため経営の見える化に努め、下水道使用料の適正化など事業経営の課題解決に向け共に取り組んでいきます。

《事業の施策体系図》

基本方針	基本施策	主な取組事項
安全安心な 下水道施設	安心快適住環境の 整備	・下水道施設の統合整備 ・雨水貯留施設の整備 ・マンホールトイレの整備
	安全安心施設への 改築・更新	・老朽施設等の改築・更新
安定安心の 下水道サービス	安定安心のサービス 提供	・施設の計画的な点検・調査 ・広域化・共同化事業の検討
	安心継続の事業経営	・使用料改定の検討 ・経営戦略の見直し

5 事業の実施計画

2つの経営の基本方針に基づき、実施する事業についての事業内容、概算事業費、成果指標を掲載します。

なお、事業の実施計画については、愛知県の全県域污水適正処理構想と整合性をとった本市の公共下水道事業基本計画等の内容を加味しており、国・県の整備方針の変更や本市の財政状況により見直しされる場合があります。

【基本施策1】安心快適住環境の整備

① 農集排・勅使統合事業

令和2年度に農村集落家庭排水施設事業の統合を完了し、令和3年度中に勅使台団地地区の接続工事を実施します。

期 間	前期（令和3～7年度）	後期（令和8～12年度）
事業内容	勅使台団地地区を公共下水道へ接続するための管きょ埋設工事等の実施。	
事業費	168,880千円	—
成果指標	管きょの整備率 100% 供用開始	—

② 雨水対策事業

令和6年度より雨水排水のための貯留施設及びバイパス管の設置工事を進め、令和22年度までの完了を目指します。

期 間	前期（令和3～7年度）	後期（令和8～12年度）
事業内容	集中豪雨時等の雨水を速やかに排除し、浸水被害の防止・軽減を図るための貯留施設及びバイパス管の設置工事の実施。	
事業費	121,210千円	391,462千円
成果指標	排水施設の整備率 10%	排水施設の整備率 40%

③ 地震対策事業

耐震補強工事については、令和4年度に耐震化計画の見直しを行い、その計画に基づいて実施していきます。また、令和6年度までに震災時の支援活動の拠点となる総合福祉会館にマンホールトイレを設置します。

期 間	前期（令和3～7年度）	後期（令和8～12年度）
事業内容	管種により強度不足が懸念される管きょや調査により強度不足が見込まれる管きょの耐震補強工事を実施。また、マンホールトイレを設置するため必要な管きょ埋設工事の実施。	
事業費	22,497千円 (マンホールトイレ)	—
成果指標	管きょの整備率 100% マンホールトイレの配備完了	—

④ 未普及地整備事業

令和6年度より市街化調整区域へ下水道を整備するための設計業務に着手し、翌7年度から整備工事を進めていきます。

期 間	前期（令和3～7年度）	後期（令和8～12年度）
事業内容	下水道未整備地区への管きょ埋設工事等の実施。	
事業費	718,142千円	3,195,054千円
成果指標	未普及地への整備率 10%	未普及地への整備率 60%

【基本施策2】安全安心施設への改築・更新

① 下水道施設長寿命化事業

ストックマネジメント計画に基づく予防保全の観点より老朽化した管路施設の機能向上のため改築工事を実施します。

期 間	前期（令和3～7年度）	後期（令和8～12年度）
事業内容	管きょやマンホールの更生工事、マンホール蓋の取替工事の実施。	
事業費	155,806千円	264,000千円
成果指標	計画期間内の事業進捗率 30%	計画期間内の事業進捗率 100%

② 下水道設備更新事業

老朽化が進んでいるポンプ設備等の更新工事を順次実施します。

期 間	前期（令和3～7年度）	後期（令和8～12年度）
事業内容	マンホールポンプ取替工事の実施。	
事業費	13,994千円	14,000千円
成果指標	計画期間内の事業進捗率 50%	計画期間内の事業進捗率 100%

③ 流域下水道建設事業

愛知県流域下水道の汚水処理施設や管路施設の増改築、設備更新費用の一部を負担します。

期 間	前期（令和3～7年度）	後期（令和8～12年度）
事業内容	愛知県境川浄化センターの増改築工事や汚水幹線の更新工事の一部を負担金として支出。	
事業費	127,093千円	100,000千円
成果指標	汚水が適切に処理される	汚水が適切に処理される

【基本施策3】 安定安心のサービス提供

① 下水道施設健全化事業

管路施設の健全性を確保するため、計画的に点検・調査を実施します。

期 間	前期（令和3～7年度）	後期（令和8～12年度）
事業内容	管きよやマンホールの点検・調査を行い、必要に応じて補修・修繕を実施。	
事業費	73,393千円	62,400千円
成果指標	計画期間内の事業進捗率 60%	計画期間内の事業進捗率 100%

② 民間活用、広域化・共同化事業

経営の効率化を図るため、委託業務の包括発注や近隣市町との業務の共同化を推進します。

期 間	前期（令和3～7年度）	後期（令和8～12年度）
事業内容	マンホールポンプの常時監視業務と維持管理業務の包括発注について継続する。 業務の共同化については、関係市町と検討を進める。	
成果指標	包括委託の件数 1件以上 共同化の業務数 1件以上	包括委託の件数 1件以上 共同化の業務数 1件以上

【基本施策 4】安心継続の事業経営

① 下水道使用料徴収事業

下水道使用者の利便性の向上と徴収事務の簡素化のため、水道料金と下水道使用料を同時請求し、一体的に徴収します。

期 間	前期（令和3～7年度）	後期（令和8～12年度）
事業内容	水道事業者の愛知中部水道企業団へ徴収業務を委託する。	
成果指標	使用料収入率 99.5%以上	使用料収入率 99.5%以上

② 下水道使用料の適正化

毎年度の経営状況を検証し、雨水公費、汚水私費の原則に基づき使用料改定の必要性について検討します。

期 間	前期（令和3～7年度）	後期（令和8～12年度）
事業内容	農集排・勅使統合後の経営状況を検証し、5年ごとに使用料改定の必要性について検討する。	
成果指標	使用料改定の検討または改定 1回以上	使用料改定の検討または改定 1回以上

③ 経営の見える化

公営企業会計により作成される財務諸表等により下水道事業の経営状況を公開します。

期 間	前期（令和3～7年度）	後期（令和8～12年度）
事業内容	市の広報やホームページを活用して経営状況を分かりやすく公表する。	
成果指標	公表の回数 毎年度2回以上	公表の回数 毎年度2回以上

6 投資・財政計画

(1) 将来の事業環境

財政計画を作成するにあたり、使用料収入や汚水処理費等の算定を左右する将来の事業環境について、下記のとおり予測しています。

ア 処理区域内人口の予測

処理区域内の将来人口は、令和元年度までの実績と第5次豊明市総合計画にある将来人口推計を基に予測をしています。

令和3年度の農村集落家庭排水施設事業の統合、令和4年度の勅使台団地地区の接続による人口増及び市街地開発事業等に伴う人口の増を見込んでいます。

《処理区域内人口の見込み》

	令和元年度 (実績)	令和3年度 (予測)	令和7年度 (予測)	令和12年度 (予測)
処理区域内 人口	51,225人(公共) 4,377人(農排)	55,552人	56,313人	58,811人

イ 有収水量の予測

有収水量の予測は、処理区域内人口から下水道接続人口を推計し、1人当たりの有収水量を基に推計しています。

有収水量の増減は、使用料収入の増減に影響します。市街地開発等で増加の見込みではありますが、市全体の人口が伸び悩む中、節水機器の普及などの要因もあり将来的には有収水量が減少していくものと予想されます。

《有収水量の見込み》

	令和元年度 (実績)	令和3年度 (予測)	令和7年度 (予測)	令和12年度 (予測)
有収水量	4,789千m ³ (公共) 477千m ³ (農排)	5,254千m ³	5,321千m ³	5,411千m ³

ウ 企業債残高の推移予測

企業債の残高については、下水道施設の長寿命化事業や未普及地整備事業のための新規借入を見込んでいますが、平成に入ってからの本市の下水道普及整備時に借入した企業債が償還期間の30年を経過し、高利率のものが順次完済となっていきます。

《企業債残高の見込み》

	令和元年度 (実績)	令和3年度 (予測)	令和7年度 (予測)	令和12年度 (予測)
企業債残高	49億900万円(公共) 9,965万円(農排)	43億5,800万円	30億8,900万円	35億2,200万円

エ 管路施設の老朽化の状況

本市の公共下水道は、供用開始から50年が経過します。200キロメートルある管路施設の老朽化状況を見ると工事完了から20年以上経過した污水管の割合が7割を占めます。雨水管については、18キロメートルのうち、8割が40年を経過しています。

農村集落家庭排水施設も供用開始から40年になろうとしており、ほとんどの污水管が30年を経過しています。

管路施設全体の老朽化の状況は、下記のとおりになっています。今後はこれらの管路施設が更新時期を迎えるため管きょやマンホールの改築工事やポンプ設備の更新工事等多額の費用が必要となってきます。

《管路施設の老朽化状況》

経過年数	10年未満	10年経過	20年経過	30年経過	40年経過
管路延長	2 km	6.3 km	10.4 km	5.1 km	3.7 km
割合	1%	25%	40%	20%	14%

(2) 投資・財政計画（収支計画）

ア 収益的収入及び支出

区分		令和2年度 当初予算額	前 期			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 益	営業収益					
	下水道使用料	605,600	673,585	684,183	681,446	678,720
	雨水負担金	13,761	16,992	15,286	15,699	16,110
	営業外収益					
	一般会計負担金等	237,157	200,460	242,750	265,134	205,911
	長期前受金戻入	255,057	369,816	311,508	304,599	308,947
	その他	10	2,053	10	10	10
	合計	1,111,585	1,262,906	1,253,737	1,266,888	1,209,698
費 用	営業費用					
	人件費	49,209	49,531	50,600	50,600	50,600
	営業経費	353,498	415,919	503,316	532,519	490,144
	減価償却費	562,235	682,104	616,321	612,906	608,903
	営業外費用					
	支払利息	102,574	89,312	83,490	70,853	60,041
	その他	44,069	26,040	10	10	10
	合計	1,111,585	1,262,906	1,253,737	1,266,888	1,209,698

イ 資本的収入及び支出

区分		令和2年度 当初予算額	前 期			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 入	企業債	343,700	127,000	43,900	41,400	99,100
	一般会計負担金等	222,054	287,155	256,035	217,407	182,986
	国庫補助金	342,118	45,088	23,900	14,700	63,100
	工事負担金	83,396	2,428	2,425	2,425	2,425
	合計	991,268	461,671	326,260	275,932	347,611
支 出	建設改良費	747,269	250,043	105,046	97,006	203,061
	企業債償還金	551,177	553,929	526,027	487,233	444,506
	合計	1,298,446	803,972	631,073	584,239	647,567

※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、留保資金にて対応する。

一般会計からの繰入金額	472,972	504,607	514,071	498,240	405,007
うち基準内繰入額	145,250	149,819	145,362	140,965	140,823
うち基準外繰入額	327,722	354,788	368,709	357,275	264,184

企業債残高	4,794,143	4,358,214	3,875,188	3,428,955	3,083,450
-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

建 設 投 資	建設事業関連（管きよ等整備工事）	148,006	20,874	2,497	97,458
	改良事業関連（管きよ等改築・更新工事）	44,262	29,772	29,772	31,600
	その他（流域建設負担金、人件費等）	57,775	54,400	64,737	74,003
	合計	250,043	105,046	97,006	203,061

(単位：千円)

	後 期				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
674,816	676,807	675,118	673,748	687,623	686,211
16,848	18,079	19,530	20,979	22,585	24,794
206,151	210,081	240,270	253,923	227,485	234,267
315,188	321,160	327,086	331,650	334,481	337,053
10	10	10	10	10	10
1,213,013	1,226,137	1,262,014	1,280,310	1,272,184	1,282,335
50,600	50,600	50,600	50,600	50,600	50,600
487,407	486,528	507,790	513,938	492,011	487,474
622,763	637,279	651,335	663,635	674,466	685,494
52,233	51,720	52,279	52,127	55,097	58,757
10	10	10	10	10	10
1,213,013	1,226,137	1,262,014	1,280,310	1,272,184	1,282,335

	後 期				
令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
415,300	388,900	278,900	418,800	420,900	417,800
140,476	116,367	146,873	68,995	63,323	45,085
395,300	368,800	358,900	398,800	400,800	397,700
2,425	2,425	2,425	2,425	2,425	2,425
953,501	876,492	787,098	889,020	887,448	863,010
851,534	798,547	778,706	858,524	862,556	856,383
409,542	394,064	332,641	287,049	267,105	207,159
1,261,076	1,192,611	1,111,347	1,145,573	1,129,661	1,063,542

363,475	344,527	406,673	343,897	313,393	304,146
135,335	133,272	118,095	105,854	100,542	83,380
228,140	211,255	288,578	238,043	212,851	220,766

3,088,908	3,082,844	3,028,023	3,159,155	3,312,051	3,521,892
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

761,894	708,907	689,066	768,884	712,916	706,743
31,600	31,600	31,600	31,600	91,600	91,600
58,040	58,040	58,040	58,040	58,040	58,040
851,534	798,547	778,706	858,524	862,556	856,383

7 経営戦略の事後検証

(1) 経営戦略の進捗管理

毎年度の決算確定後に事業の実施計画及び投資・財政計画との乖離を確認します。計画値と大きく乖離する場合は原因を検証し、次回の改定に向けて課題として整理します。

(2) 経営戦略の見直し

経営戦略策定後の経済環境の変化や新たな課題に対応するため5年ごとに見直しを行います。

下水道事業に係る制度や計画の変更等で経営戦略の内容に大きな影響を及ぼす要因が発生した場合は、その都度見直しを行います。

(3) 各事業の進捗管理

事業の実施計画に掲げた各事業の進捗状況について、下記の目標値等に基づいて毎年度進捗状況等を検証し、その結果をホームページにて公表していきます。

施策・事業	計画期間内の目標値等	事業全体の計画値 又は施設の総量等
安心快適住環境の整備		
農集排・勅使統合事業	接続完了、供用開始	供用開始
雨水対策事業	雨水貯留施設 1か所 バイパス管 400m の設置・埋設工事	雨水貯留施設 4か所 バイパス管 1,020m
地震対策事業	耐震診断の実施 マンホールトイレ用管きょ埋 設工事完了	耐震補強工事の完了 マンホールトイレの設 置完了
未普及地整備事業	未普及地 約109ha への下水道整備工事	未普及地 約189ha

施策・事業	計画期間内の目標値等	事業全体の計画値 又は施設の総量等	
安全安心施設への改築・更新			
施設長寿命化事業	汚水管きよ 3 km マンホール蓋 250か所の改築・更新工事	汚水管きよ 239 km 雨水管きよ 18 km マンホール 8,816か所 マンホールポンプ 35か所	
設備更新事業	マンホールポンプ 20か所の取替工事		
流域下水道建設事業	汚水処理量 17,000 m ³ /日		
安定安心のサービス提供			
施設健全化事業	汚水管きよ 30 km の点検・調査		
民間活用、広域化・共同化事業	包括委託の件数 1件以上 共同化の業務数 1件以上		
安心継続の事業経営			
下水道使用料徴収事業	使用料収入率 99.5%以上		
下水道使用料の適正化	使用料改定の検討・改定 前期・後期で各1回以上		
経営の見える化	経営状況公表回数 毎年度2回以上		
経営状況を示す指標			
指 標	目 標 値	現 状 値	類似団体平均値
①経常収支比率	100%以上	86.21%	—
②流動比率	100%以上	44.02%	—
③経費回収率	100%以上	80.13%	89.41%
④汚水処理原価	150円以下	155.38円	142.06円

※①③④現状値及び類似団体平均値は、平成30年度実績で法適用前の数値を記載している。②の現状値は、令和2年度当初予算書中の数値より算出したものを掲載している。

8 用語解説

用語		解説
あ	愛知中部水道企業団	本市に上水道を供給している特別地方公共団体。本市のほか長久手市、日進市、みよし市、東郷町の5市町へ上水道を供給している。
う	雨水公費、汚水私費の原則	自然現象である雨水を排除する受益は広く住民に及ぶことからその費用は税金（公費）で負担し、日常の生活等から排出される汚水はその使用者からの下水道使用料（私費）にて負担するという考え方。
お	汚水処理原価	有収水量1 m ³ あたりに係る汚水処理の費用。 指標の設定に際しては、総務省が提唱する使用料単価150円以下とした。 【汚水処理費用（公費負担分を除く）÷年間有収水量】
か	管きよ（管渠）	汚水や雨水を集めて処理場や放流先まで導くための管のこと。
	管きよ改善率	当該年度に更新した管きよ延長の割合を表した指標で、管きよの更新ペースや状況を把握できる。 【改善（更新・改良・維持）管きよ延長÷下水道布設延長×100】
	管きよ老朽化率	法定耐用年数を超えた管きよ延長の割合を表した指標で、管きよの老朽化度を示す。 【法定耐用年数を超えた管きよ延長÷下水道布設延長×100】
	管路施設	汚水や雨水を集めて処理場や放流先まで導くための施設の総称で、管きよ、マンホール、ます、取付管等で構成される。
き	企業債	地方公営企業が建設改良事業等の費用に充てるために国等から借りた資金。
	企業債残高対事業規模比率	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。 【（企業債残高－一般会計負担金）÷（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）×100】
	基準外繰入	一般会計からの繰入金のうち、国の定める基準に基づかないものをいう。
	基準内繰入	一般会計からの繰入金のうち、国の定める基準に基づくものをいう。
く	繰入金	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金（税金）。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。

け	経営比較分析表	地方公営企業の経営状況等に係る各種指標をグラフ形式で示したもの。経年比較や他団体との比較分析により経営の状況や課題を把握することができる。
	経常収支比率	使用料収入等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているか表す指標。 単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。 【経常収益÷経常費用×100】
	経費回収率	使用料で回収すべき経費（汚水処理費）をどの程度使用料で賄えているかを表す指標。 使用料で回収すべき経費をすべて賄えている状況を示す100%以上が必要。 【下水道使用料÷汚水処理費×100】
	下水・下水道	下水とは家庭等で使用した汚れた水「汚水」と街中に降る「雨水」のことをいい、下水道はその下水を排除又は処理する施設のことをいう。汚水を浄化して自然へ帰す役割と雨天時に街を浸水から守る重要な役割を担っている。
	下水道施設	下水を排除するための排水施設の総称で管きょ等の「管路施設」、汚水を浄化処理し河川や海へ放流するための「処理場施設」及び雨水をくみ上げて河川へ放流したり、自然流下ができなくなった汚水をくみ上げ処理場へ送るための「ポンプ場施設」がある。
	減価償却費	管路施設の建設・改良のように一度整備するとその支出の効果が数年持続するものについては、すべてをその年度の費用とされず繰り延べられ、翌年度以降のあらかじめ決められた期間において費用（減価償却費）として配分される。
こ	広域化・共同化	複数の汚水処理区の統合や汚泥の共同処理、複数事業の全部又は一部の管理業務を一体的に行う等、県や近隣自治体との広域的な連携により事業運営基盤の強化を図ることをいう。
	公営企業会計	一般企業と同様に企業会計の原則を用いて複式簿記、発生主義を採用した経理方式のこと。

し	指定管理者制度	地方公共団体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度。
	資本的収入及び支出	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良事業や建設改良事業に係る企業債の償還金などの支出とその財源となる企業債や国庫補助金などの収入をいう。
	収益的収入及び支出	一事業年度の企業の経営活動により発生する収益とそれに対応する費用をいう。
	使用料収入率	確定した収入されるべき下水道使用料（調定額）のうち、実際に収入された額（収入済額）の割合。 【収入済額÷調定額×100】
	処理区域内人口	公共下水道へ接続可能な区域内の人口。
す	水洗化人口	処理区域内において、実際に下水道に接続している人口。
	水洗化率	処理区域内人口のうち、下水道に接続して汚水を処理している人口の割合。 【水洗化人口÷処理区域内人口×100】
	ストックマネジメント（計画）	既存の構造物や施設を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法の総称。膨大な下水道施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な視点で施設全体の老朽化状況を予測しながら施設管理の最適化を図るもの。本市の計画では管路施設の重要度等により、劣化状況等を計画的に点検・調査し、状況に応じて対策を講じる「状態監視保全」、施設等の特性に応じてあらかじめ定めた周期により対策を行う「時間計画保全」、機能低下や故障発生後に対策を行う「事後保全」により維持管理することとしている。
せ	全県域汚水適正処理構想	市全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に進めるため、地域特性などを考慮し、公共下水道や農業集落排水など汚水処理施設の整備区域等を設定するもので、県内の全市町村が一斉に策定し、愛知県が県全体の構想として取りまとめたもの。各種汚水処理事業のマスタープランとなる。
た	耐用年数	建物や構築物、機械設備などの固定資産が使用できる期間として法的に定められた年数で、減価償却の計算期間となる。管きよの耐用年数は50年だが使用状況によっては耐用年数以上に使用でき、ストックマネジメント計画における時間計画保全対象の施設では目標耐用年数を75年としている。

ち	地方公営企業法	地方公共団体が経営する企業の組織、財務、職員の身分について定めた法律。本市は、令和2年4月1日より財務のみの一部適用を受け、公営企業会計へ移行した。
	長期前受金戻入	固定資産等の取得に際し、その財源として国庫補助金等を受け入れた場合、長期前受金に整理し、減価償却に合わせて各年度に収益として計上すること。
	貯留施設 (雨水対策事業)	市街地に多量の雨が降り、排水が追いつかず建物や土地が水に浸かる内水氾濫を防ぐために雨水を一時的に貯留する施設。本市の降雨による市街地の浸水解消を図るための施設計画である特定都市下水道計画では、浸水被害が予測される区域への貯留施設の設置、雨水排水が集中し排水能力を超えるボトルネック箇所解消のためのバイパス管設置により内水浸水被害の防止・軽減を図ることとしている。
と	豊明市総合計画	市政運営におけるすべての施策を網羅した市の最上位計画で長期的なまちづくりの指針となるもの。第5次総合計画は、平成28年度から令和7年度におけるまちづくりの指針をまとめたもの。
の	農村集落家庭排水施設事業 (農業集落排水事業)	農村集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設で、農業用排水の水質汚濁を防止するとともに農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とした事業のこと。本市では沓掛地区の生活排水を沓掛浄化センターにて処理し、境川へ放流している。
ひ	P F I	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの頭文字をとったもの。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する公共事業の手法のこと。
ふ	普及率	行政人口に対して、下水道が利用できる人口の割合。 【処理区域内人口÷行政人口×100】
ま	マンホールトイレ	下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設けて使用するトイレ。災害時において迅速にトイレ機能を確保できる。
	マンホールポンプ	マンホールの中にポンプを設置し、下水をくみ上げたり圧送して下水の流下を助ける設備のこと。下水管は自然流下させるために勾配をつけて布設するが、勾配によって深くなっていく下水管から下水をくみ上げ、再び浅い位置から自然流下させる場合や地形的に自然流下ができない場合に設置する。

み	未普及地 (未普及地整備事業)	愛知県の全県域汚水適正処理構想において、本市は市街化調整区域の約 224ha に下水道を整備する計画としている。市街化想定区域 35ha を除く 189ha をこの計画内での未普及地としている。
ゆ	有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示す。 【有形固定資産減価償却累計額÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿価格×100】
	有収水量	使用料徴収の対象となる水量のこと。
り	流域関連公共下水道	地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するものをいう。
	流域下水道	2以上の市町村からの下水を受けて処理する下水道で、下水を最終的に処理する終末処理場と幹線管きよで構成されている。事業主体は原則として都道府県となる。本市の汚水は、刈谷市にある境川浄化センターへ流入し処理されている。
	流動比率	短期的な債務に対する支払い能力を表す指標。 1年以内に支払うべき債務（流動負債）に対して支払うことができる現金等（流動資産）がある状況を示す100%以上あることが必要。 【流動資産÷流動負債×100】
	留保資金	収益的支出で減価償却費などの現金支出を必要としない費用を計上することにより資金が外部へ流出されず企業内部に留保される資金のこと。この資金は資本的支出の建設改良費や企業債元金償還金の財源として使われる。
る	累積欠損金比率	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金でも補てんすることができず、複数年にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標。累積欠損金がないことを示す0%であることが求められる。 【当年度未処理欠損金÷(営業収益－工事受託収益)×100】

